

EDIをめぐる法的諸問題

—競争政策・電気通信政策との関連を中心に—

舟田正之

- EDIの定義と実態
- EDIシステム構築・運営と競争秩序の関係
- その他の法的諸問題

* 本研究ノートは、郵政省電気通信局の研究委託による「国際データ流通に関する調査研究会」（座長、山本草二教授）の報告書『国際データ流通——データ通信システムの国際化に伴う国際データ流通に関する調査研究』（平成元年、受託は株旭リサーチセンターである。）のうち、筆者（舟田）が報告・提出した部分をベースに、修正・加筆したものである。従つて、研究論文の内容と形式を備えているものではなく、「研究ノート」の類いにすぎないが、国際VAN事業、あるいは情報ネットワークに関する法的研究にとって、有益な論点の提示なし整理を含んでいると思われる所以、以下に掲げる次第である。

— EDIの定義と実態

1 EDIの定義

EDIとは Electronic Data Interchange の略であり、直訳すれば、電子的媒体によるデータ交換となるが、以下では次のように定義する。

「事務書類等の物理的手段によつて交換されてきた受発注データなど、異企業間の取引活動に関する情報を電子化し、ネットワークを介して情報通信システム間で直接交換すること。」

上の定義によれば、EDIとは、企業間の（オンライン）情報ネットワークによるデータ交換のことであり、これに関する法的研究は、既にかなりの数にのぼつて⁽¹⁾いる。

なお、後出のISOやECCE等では、EDIを、右よりは限定的に、「標準化された（あるいは、コンピュータ処理が可能となるよう）[構造化された]メッセージ」の交換という要件を加えているが、ここでは、一旦広く定義し、標準化の事情は、EDIの実態上の展開の中で考えることとする。

2 EDI利用の実態

(1) 近年、ことさらEDIが議論の対象となつてゐるのは、従来の企業間情報ネットワークが、緊密な取引関係のある企業間（例えば、大型小売業者と納入業者との間）においてのみ行なわれていたのに對し、よりオープンなネットワークを形成しようという動きが見られ、そのための制度づくりが必要であるとされることに対応している⁽²⁾。

異企業間で双方のコンピュータを用いたオンライン・データ交換をするためには、通信の手順（プロトコル）のみならず、やりとりされるデータの表現方法、内容自体についても整合性を確保する必要がある。このようなデータの表現方法、内容は、「フォーマット、コード」と呼ばれることがあるし、また一括して「ビジネスプロトコル」と呼ばれることがある。

このビジネスプロトコルは、各企業が各自のものを作つて社内用、あるいは、緊密な関係のある取引先とのデータ交換のために使用するのが一般的であつた。

しかし、より広い範囲で取引先とオンライン・データ交換をしようとする場合、双方のビジネスプロトコルが異

なれば、これは不可能である。このような状況は、企業活動が拡大するにつれ、企業の取引相手の範囲も様々に広がり、異なる業種に属する企業、あるいは海外の企業との取引に占める比重が徐々に増えるに従つて、企業活動のシステム化の要請の障害となつてくる。こうした場合の企業の選択としては、取引相手先の企業の数だけ端末を用意する（つまり個々にEDIシステムをつくつていく）、あるいは従来通りの紙によるやりとりをする、のいずれかを探らざるを得ない。いずれにしても、非効率であり、一般的に受注側にまわる企業ほど、この問題を強く認識せざるを得ない状況が生じてきている。

(2) こうした現状の問題点を背景として、EDIシステムの標準化、具体的には通信プロトコルとビジネスプロトコルの標準化（特に後者の標準化）に対する要求が、数年前から、より一層強く出張されるようになつてきている。また、当面はビジネスプロトコルの標準化が期待できることから、現実的な解決策としてVAN事業者の持つ変換能力を活用する例も生じてきている。

ここから、EDIをめぐる法的問題は、第一に、ビジネスプロトコルの標準化の進め方、ないしその普及の方法、第二に、EDIネットワークの発展過程における競争秩序の形成のあり方、が中心となると考えられる。もちろん、データ交換に伴う様々の私法上の問題は、実務上重要な点であるが、その多くはEDI特有の問題というより、情報ネットワーク一般に通じる問題であり、かつ、この問題は民法学者によつて既に多く論じられているので、本稿では、上掲の二つの問題に検討の対象を絞ることとする。

二 EDIシステム構築・運営と競争秩序の関係

1 問題の所在

EDIは、異なる企業間の「取引情報」、即ち、受発注、納品（貨物追跡・到着）等に関する情報の交換に関わる

ものであり、ここには企業内の管理情報、商談状況等に関する情報を扱う場合や、あるいは、データベース・計算センター型の情報フローを扱うシステムの場合とは異なる、特有の法的ないし制度的問題が存在する。

以下、まずEDIシステムに関する事業者にはどのようなものがあつて、それらがどのような関係に立つかを見る（本節2）。次に、EDIシステムと競争秩序、特に独占禁止法との関係を検討する（本節3）。更に、ビジネスプロトコルの標準化の問題を、特に競争との関連で明らかにする（本節4）。

2 EDIシステムに関わる各プレイヤー

(1) EDIシステムは、欧米において、既に多くの企業が導入・利用しているが、その一つの契機になつたのが、業界間における水平的な物流の増加と、それを支えるネットワーク・システムの要請であった。

後述のビジネスプロトコルの標準化の動向にあるように、現在、EDIFACTはISOに送付され登録ずみであり、それに関連する細田の開発が進んでいる状況にある。例えば、国名コード、港・地名コード、船名コード等が開発され公表されている。

これらの動きの中でも、特に商品コードについては、関税協力理事会総会で採択され、一九八八年一月一日に発効した「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」を⁽³⁾受け、わが国でも同時に、同条約の実施のための国内法が制定・施行されている。この国際統一商品分類（Harmonized Commodity Description and Coding System）を一つの契機として、関税当局による通関手続の改革が進みつつあり、これと並んで、わが国の荷主、船会社等の間でのEDIサービス（“SHIPMANサービス”）が開始されてくることである。

このように、貿易手続き、殊に関税当局による通関手続きのコンピュータ化に代表される公的諸機関におけるコンピュータ化ないしオンライン処理化が、産業界におけるビジネスプロトコル標準化を軸としたEDIシステムの形成を促進する方向への影響が出てくるものと推測される。

(2) 上述の公的諸機関を別にすれば、EDIシステムに実際に関わるプレイヤーは、各システムによって様々であるが、一応、以下の三者に整理することができる。

- ① システムを利用するユーザ企業
- ② システムを運営するオペレーター（欧米の場合には、ユーザの共同出資によるJoint Venture のケースが多い。）
- ③ サプライヤー（システム・リソースのサプライ——通信事業者あるいはCPUのメーン・フレーマー）

これら三者間の関係については、わが国の既存のシステムの中では、トイレタリー業界のプラネットが最も近い例として挙げられよう。即ち、そこでは、同一業種に属する多くの企業が、互いに競争しつつ、情報ネットワークの利用という点についてのみ共同・協力し、取引先たる卸売業者との間の取引情報（受発注データ）のネットワーク化を進めている。プラネットは、ユーザ企業のニーズをとりまとめ、標準化し、システム化し、それを運営するオペレーターであり、ユーザ企業の共同出資によって設立されている。そのサプライヤーは、特別第二種電気通信事業者であるインテックであり、インテックは、プラネットにも一部出資している。

- 3 各システムによって、当該取引に関わる市場の競争にどのような影響を与えるかという問題
- (1) オペレーターは、通常、前述のようにユーザ企業のJoint Venture の形態をとるため、独禁法上は、直接的には、第一〇条一項が問題となる。

しかし、より一般的には、EDIシステムをめぐる競争は、

- ① ユザー企業間の競争
- ② システム間の競争（ネットワーク間競争）
- ③ システム受注のためのサプライヤー（殊に、VAN事業者）間の競争

④ メーンフレーマー間の競争

というように、様々なレベルの競争があり、起こり得る独禁法違反も様々なケースが考えられる。

上掲の種々のレベルの競争のうち、特に②と③に関わる競争を「公正かつ自由」に保つために、一般法としては独禁法だけでよいのか、あるいは、特別の制度ないし行政的関与が必要かという問題が生じる。（後述③参照）

この点を措くとすれば、独禁法（米国では反トラスト法）との関係では、Joint Venture が、ユーザ間の違法カルテルと同様の機能を果たすか否かが競争秩序との関係を考える上でのポイントである。

ただし、EDIシステムが、単なる共同のコスト削減、データ交換・処理の効率化・高度化等の合理化目的を超えて、市場での競争上の advantage を田舎とする場合⁽⁴⁾、カルテルよりも企業集中（「がたい結合」）の性格を持つことがあり得る。この場合には、独禁法一〇条一項、あるいは三条前段（私的独占）にふれるか否かを検討しなければならない。

(2) ユーザのうち、一社が運営するシステムとしては、エアライン各社のCRS（Computer Reservation System）が、米国において独禁法上の問題となつていて、この場合には、システム・オペレーターが、ユーザ企業間の競争において、特に有利な地位に立つおそれがあるからである。

(3) 学 説

独禁法上の問題として、下記の①の考え方が一般的であるが、单一ネットワークの要請を強く考える場合には、②の考え方になる。

① ある取引市場（＝産業分野）において单一システムしかあり得ないという場合、あるいは、自然に单一システムが形成された場合、ユーザは、そのシステムを使わざるを得ないため、結果的に独占システムになる。事実上の独占的システムであるから、独占の形成それ自体は競争の結果として容認されるとしても、それに対する独禁法

上の濫用規制が必要になつてくる。一般的には、仮にそのような独占的システムが成立すれば、それは、開放型で中立的なシステムであることが要請されるであろう。

右の単一システム以外は、諸システム間の競争に委ねることになるが、事業の性質上、必然的に二、三の寡占市場にならざるを得ない（EDIシステムが、一つの産業分野で多数成立することは通常はほとんど考えられない。）から、システムへの加入・脱退を可能な限り自由にして、有効な競争が実現するようしなければならないであろう。⁽⁵⁾

② 情報を、次の(a)と(b)に分けて考えるべきであるとの議論がある。

(a) 標準化ないし定型化されたA型情報（受発注、商品情報データベース、顧客信用情報、クレジットカードの処理システム「CAJIS、CATNET」）

(b) 各企業の創意工夫、競争が生かされるべきB型情報

これら二種類の情報のうち、A型情報については、共同利用、統一システム化が望ましいとの考え方もあり、そのためには、各業界が共同して、あるいは、行政の誘導行政の下で、統一システムの形成が図られている例もある。⁽⁶⁾しかし、仮に統一システムを構築した場合、法律上、あるいは事実上、そのシステムの利用を強制することになるので、何らかの規制が必要となる。これに対し、わが国で今日活動しているほとんどのネットワークは取引当事者間で形成される縦型（＝垂直型）、閉鎖型のシステムであり、ネットワークの構成の仕方、情報処理の仕方についても、各ユーザ企業やオペレーター、サプライヤーの工夫するところであり、競争の一要素となつていて。従つて、A型情報の統一システム化（なお、A型とB型をどう区別するかという問題もある。）は競争を促進するともに、競争を抑圧する可能性もあり、このバランスのとり方は難しい。

4 標準化

EDIをめぐる法的諸問題（舟田正之）

(1) 標準化の状況

EDIシステムに関し先行した米国においては、主要業界の連携の下で、ANSWER (American National Standard Institut) X11.1と呼ばれるビジネスプロトコル規格が普及してゐる。これに対し、欧洲では、各国毎の貿易業務の簡素化・効率化を目的として設置されたUN-ECE (United Nations Economic Commission for Europe) ——国連欧洲経済委員会) が一九七九年、TDI (Trade Data Interchange) と呼ばれる標準プロトコルを策定した。

その後、米国グループとUN-ECEは、共同でEDI-HAC (EDI for Administration Commerce And Transport) を策定し、これが、ISO (International Standard Organisation) ——国際標準化機構) に提案され、世界標準としての開発と認知へ向け検討されていいる状況にある。

(2) 標準化のレベル

国際VANに関し日米間で争われたように、通信プロトコルについては、通信事業者間ではX・75をすべてのネットワークに対し要求するのか、そのうちの発信者識別・アドレス・課金機能は、少なくとも備えなくてはいけないと考えるのかという問題がある。

同様のことが、ビジネスプロトコルについても、標準化をひままで（例えば、シンタックスのみと限るか等）要求すべきなのかという問題がある。ただし、この議論は、プロトコルでも、通信とビジネスが完全に分けられるか、即ち、通信プロトコルとビジネスプロトコルを全く別問題として考えられるかという問題にもつながる。

(3) 標準化の対象となる商品・サービス

例えば、ボルト、ナット等汎用性のあるものは、規格を統一した上で、品質と価格の競争が十分展開される。」

れが、本来の標準化の意味であり、規格そのものについての競争は、実質的な価値はなく否定してよい。これに対して、例えば、ビデオについてのVHSとベータマックスは、方式自体についての競争に意味があると考えられたのである。ビジネスプロトコルの標準化は、上のボルト、ナットとビデオのいずれに近いケースなのかという問題があると考えられる。

(4) 標準化の（実質的）主体は誰か

ビジネスプロトコルの標準化は取引の個別的事態と直接的に関連することが多いので、各ユーザ、特に、取引力・競争力において劣位にある企業の声が反映されることが重要である。

また、行政庁が標準化に対し、どこまで関与すべきなのかという問題もある。例えば、通産省の外郭団体である「産業情報化推進センター」がEDIのJIS化を進めていくのか。また、商品コードは、現在、外郭団体である「流通コードセンター」が管理しているが、EDIについても、同じような方式でやっていくのかという問題もある。

(5) 標準化の方法

標準化の法的または事実上の強制（私的制裁）は行き過ぎであり、推奨モデル方式ぐらいが適當であろうと思われる。

(6) 標準化の余波ないし影響

標準化をテコとして、業界統一VANの動きがあるならば、単なる標準化にとどまらない影響をもつことになる。また、標準化が全くニュートラルであるならば、EDIシステム間の競争は、標準化とは別に展開されよう。標準化の方向としては、この二つのどちらなのかということを考えなければならない。

プロトコル以外に、システムが单一システムしかない場合、利用料金まで統一する合理的な理由があるかという問

題もある（例・金融機関のCDシステムの利用料金）。

一般に、標準化、規格化は、一方で、事業全体の共通基盤を技術的に統一するという合理性を有する。似たような例を挙げれば、合理化カルテルは、もともと「競争の実質的制限」をもたらすものでなく、規格の上にたつて、十分有効な競争が成立する（独禁法二四条四項は、この確認のための適用除外規定である）。

他方で、標準化の対象である様々な技術（CPUソフト、アプリケーション等）は、最も有力な企業の技術を基盤としてつくられることが多く、従つて、この場合は、標準化によつて最も利益を受けるのは、当該リーディング企業である。しかも、標準化されるため、一定限度で固定・画一化する点で、技術革新を阻止する機能を持つこともある。従つて、一概に、標準化が競争を促進する、あるいは逆に、競争を阻害するとは言い難い。

三 その他の法的諸問題

1 私法上の契約問題

EDIシステムの各プレイヤー間の契約問題については、次のような各種の私法上の問題がある。すなわち、EDIシステムを介した契約について、その契約の成立時・完了時はいつか、意思確認はどうするか、責任関係・責任の範囲について特別の考慮が必要か（殊に、EDIシステムのサプライヤーの責任を軽減する特約をどう扱うか）、電子資料の証拠能力、データの転売や保管義務等のデータの取扱いについて何らかのルールを作るか、等々。これらについては、既に多くの研究・議論があり、最初に断わったように、ここでは割愛する。

2 國際的EDI固有の問題

(1) 國際的EDIを、ユーザ以外の第三者（EDIサービス・ベンダーとも呼ばれる。—2(2)における「オペレーター」あるいは「サプライヤー」のことである。）が提供するケースでは、ユーザと当該第三者の取引は、

「サービス貿易」のカテゴリーに入る。もちろん、ユーザ間だけでシステムを運営する場合は、基本サービス提供事業者（わが国では、第一種電気通信事業者）に係わる「サービス貿易」となる。この場合、GATT等の国際的取決め、および、各国、殊に米国通商法等の規制を受けるかどうかが問題になるだろう。

(2) 「通信の秘密」（これには、(1)憲法上、(2)キャリアの信頼性確保のための一つがある。⁽⁸⁾）と国家主権の抵触がある場合が、最もシリアルな問題である。例えば、日米間での取引においてコンフリクトが発生し、訴訟上、EDIシステムにのつた情報について文書提出命令が発せられた場合、キャリアなしEDIサービス・ベンダーは「通信の秘密」を盾に拒否できるか。あるいは、米国側で国家安全上の理由で、データ提出命令が出されることはないかという問題がある。この意味での、EDIの安全性、信頼性が問題になる。

(3) プライバシー等、各国の規制が異なっていることへの対処も検討すべき問題である。契約で準拠法を決めて済む問題かどうかは疑問であり、むしろこれは、国際的な協力体制が必要な問題ではなかろうか。

(1) 文献については、舟田「情報化による企業結合と競争秩序」ジユリスト八五一号一〇二頁以下（一九八五年）、同「情報の取引とプライバシー」ジユリスト増刊『ネットワーク社会の展開と課題』八九頁以下（一九八八年）、同「流通の情報化と独占禁止法（上）（下）」NBL四〇一号六頁以下、四〇三号一三頁以下（一九八八年）、およびそこに所掲の諸文献を参照。その後にも幾つかの論文があるが、差し当り、根岸哲「情報ネットワークと競争制限」・堀部正男・永田眞一郎編著『情報ネットワーク時代の法学入門』（一九八九年、三省堂）、および、法とコンピュータ学会編「法とコンピュータ」（第一法規出版）の各号を参照。

(2) EDIの実態等については、上原勇作「EDI概説」情報協月報No.52「標準化のすすむ企業間システムEDI」コンピュータ&ネットワークLAN一九八八年八月号、中村広幸「海外の電子ネットワークの現状」機械振興一九八八年八月号三六頁以下、三木良治「EDIの波」ビジネス・コミュニケーションVol.27 No.10' 五〇頁以下（一九九〇年）、横川日榕「OSIの動向とIBMの考え方」国際電気通信連合と日本一九九〇年5月号一頁以下、七頁、「通産省主導でEDI用OSI準拠『諸手順』の概要決まる」コミュニケーションテクノロジー一九九〇年八月号七頁以下、その他、雑誌「産業と情報」（産業情報化推進センター発行）の各号に、各産業の動向等が掲載されている。これらに関しては、前記「国際データ流通に関する調査研究会」において多くの資料・文献および重なる教示を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

(3) 原田淳「関税率表の商品分類の国際的統一のための国内法整備」時の法令一三三二号一一頁以下（一九八八年）参照。

(4) CRSについては、既に多くの研究論文がある。就中、根岸哲「新情報網システムと法」・現代経済法講座九巻『通信・放送・情報と法』（一

九九〇年）三頁以下、二九頁以下を参照。最近、米国において、CRSのジョイント・ベンチャーが反トラスト法違反になるとして中止された件につき、公正取引四六六号六七頁以下の記事参照。

- (5) この考え方については、公取委事務局「流通分野における情報ネットワーク化に関する実態調査報告」（一九八九年九月一日）参照。
- (6) 中山隆夫「流通システムのネットワーク化に伴う諸問題」公正取引四四八号一四頁以下（一九八八年）参照。ほかに、金子郁容「競争と協調のバランスを求めて——ネットワーク化の潮流」エコノミスト一九八六年一月七日号三六頁以下、舟田・前注(1)ジュリスト八五一号一〇四頁以下等を参照。情報をA・Bに分けることについては、今井賢一「情報ネットワーク社会」（一九八四年）四四頁以下、稗貫俊文「情報をめぐる競争と法」現代経済法講座九巻『通信・放送・情報と法』（一九九〇年）二七五頁以下、二八五頁以下を参照。
- (7) 規格標準化と競争の関係については、稗貫・前注(6)情報をめぐる競争と法三四四頁以下参照。
- (8) 山本草二「通信の自由化と国際的対応」東工大情報社会研究会編『高度情報社会』（一九八八年）一七二頁以下、一七六頁以下参照。